

令和8年3月27日

## 「令和7年度管路の耐震化に関する検討会」の設立について

## 1. 設立趣旨

地震等災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水を安定して供給するため、浄水場、配水池などの施設はもとより導水管、送水管、配水管の耐震化を図る必要がある。

令和6年能登半島地震においては、浄水場や主要な送水管の破損等により、最大約13.6万戸の断水が発生しており、さらに、南海トラフ巨大地震など、大地震発生の逼迫性が指摘されている昨今において、水道施設、特に管路の耐震化を図ることは喫緊の課題である。

管路の耐震化については、平成19年3月に「管路の耐震化に関する検討会」を設置し、管路の満たすべき基準を定め、管種・継手毎の耐震性能について評価を行った。また、「平成25年度 管路の耐震化に関する検討会」においても、東日本大震災を対象とした被害状況分析を行った。

今般、令和6年能登半島地震による水道管路の被害の状況を踏まえ、水道管路の管種・継手ごとの耐震適合性について評価することを目的とし、設立するものである。

## 2. 検討事項

- (1) 耐震性を有する管路の技術的基準の適用に関すること
- (2) その他、管路の耐震化に関すること